

配偶者や恋人からの暴力

## DV ひとりで悩まないで

### ●これって、DV? さまざまな暴力のかたち

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力です。

なぐる・ける・物をなげる  
どなる・おどす・無視する  
性的関係を強要する  
避妊に協力しない  
生活費を渡さない  
友人や家族との付き合いを制限する・監視する

### ●DVは重大な人権侵害であり、犯罪となる行為です。

たとえ、夫婦や恋人等であっても、暴力をふるうことは許されません。「DVかも?」と思ったら、自分を責めたり、ひとりで悩まずに、まずご相談ください。

また、身近な人がDVで悩んでいたら、専門機関に相談するようすすめてあげてください。

### 相談窓口

八尾市人権文化ふれあい部 人権政策課

☎ 072-924-3894

月曜日～金曜日(8:45～17:15)

八尾市男女共同参画センター「すみれ」

☎ 072-923-4940

火曜日～土曜日(9:00～17:00)

大阪府女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 06-6946-7890 ☎ 06-6949-6022

(9:00～20:00)※祝日・年末年始は休みです。

※外国人専用電話 ☎ 06-6949-6181

(9:00～17:30)※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)

☎ 06-6937-7800

火曜日～金曜日(17:00～20:00) 土曜日・日曜日(10:00～16:00)

※祝日・年末年始は休みです。

**緊急時は110番 または最寄りの警察署へ**